

和泉市単独土地改良事業補助金交付規程

(総則)

第1条 市長は、安定した農業生産を確保するため、水利組合、土地改良区及び農業共同施工団体（以下「事業主体」という。）が行った土地改良施設（以下「施設」という。）の維持、改修及び設置に伴う工事（以下「事業」という。）に要した経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

(用語の定義)

第2条 この規程における施設とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 農業用の用排水路
- (2) 農業用の用排水施設
- (3) 農業用のため池
- (4) 農業用の道路
- (5) その他農地の保全又は利用上、市長が特に必要と認めた施設

(補助金の対象)

第3条 補助金の対象は、1工事費につき事業に要する経費の額が20万円以上とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条の経費の額（その額に10,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の100分の70に相当する額（当該額が280万円を超える場合においては、280万円）とする。

(適用除外)

第5条 第1条及び第3条の規定にかかわらず、次に掲げる経費は補助の対象から除外するものとする。

- (1) 国及び大阪府等から補助等を受けて実施する工事との合併施工による経費
- (2) この規程以外に市から補助及び原材料支給等を受けて実施する工事に係る経費
- (3) 工事に係る主たる受益農地が市街化区域内農地にかかる工事に係る経費。ただし、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区に係るものを除く。
- (4) 施設の日常的な維持管理に要する経費
- (5) 補助を受けて施工した構造物の施工年度を含めて、10年の年度を経過しない構造物の修繕及び改修。ただし、災害によるもの及び緊急を要するものを除く。

(技術援助)

第6条 市長は、事業主体から和泉市単独土地改良事業技術援助申請書（様式第1号）を受けて次の各号に掲げる援助を行うことができる。ただし、当該援助に伴う瑕疵責任は負わないものとする。

- (1) 事業に関する提案
 - (2) 事業に関する簡易参考図面の作成。ただし、構造計算等を除く。
 - (3) 事業に関する工事施工業者等との協議
- (補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする事業主体は、和泉市単独土地改良事業補助金交付申請書(様式第2号)に次の書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 和泉市単独土地改良事業計画書(様式第3号)
 - (2) 図面、見積り資料等の設計図書
 - (3) 和泉市単独土地改良事業予算書(様式第4号)
 - (4) 和泉市単独土地改良事業誓約書(様式第5号)
 - (5) その他市長が必要と認めた書類
- (補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の補助金交付申請書を受理したときは当該申請に係る書類を審査及び金額を査定し、又必要に応じて行う現地調査等によりその適否を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは交付の額を決定し、補助金交付決定通知書(様式第6号)により当該事業主体代表者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知には、補助金の交付目的を達成するため必要な条件を付することができる。

3 市長は、審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、速やかにその理由を付して当該事業主体代表者に通知するものとする。

(補助金の変更交付申請)

第9条 事業主体は、当該事業の内容を変更しようとするときは、和泉市単独土地改良事業補助金変更交付申請書(様式第7号)に次の書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 和泉市単独土地改良事業計画書(変更)(様式第8号)
 - (2) 図面、見積り資料等の設計図書(変更)
 - (3) 和泉市単独土地改良事業予算書(変更)(様式第9号)
 - (4) その他市長が必要と認めた書類
- (補助金の変更交付決定)

第10条 市長は、前条の補助金変更交付申請書を受理したときは当該申請に係る書類を審査及び金額を査定し、又必要に応じて行う現地調査等によりその適否を審査し、補助金を変更交付すべきものと認めたときは交付の額を決定し、和泉市単独土地改良事業補助金変更交付決定書(様式第10号)により当該事業主体代表者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知には、補助金の交付目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(工事の中止又は廃工)

第11条 事業主体は、補助金交付決定通知書受理後において、当該事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、和泉市単独土地改良事業廃工届(様式第11号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受理し、その内容を審査し承認したときは、速やかに和泉市単独土地改良事業補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により当該事業主体代表者に通知するものとする。

(工事の着手)

第12条 事業主体は、当該事業の工事に着手しようとするときは、和泉市単独土地改良事業着手届(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

(補助事業の遂行)

第13条 事業主体は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他市長の指示を遵守し、善良な管理者の注意をもって誠実に補助事業を行わなければならない。

(補助事業の遂行の指示)

第14条 市長は、補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業主体に対し、必要な指示をすることができる。

(立入検査)

第15条 市長は、補助金に係る予算執行の適正を期するため、事業主体の事務所又は事業場等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件及び事業の対象となる施設を検査し、関係者に質問又は必要な指示をすることができる。

(工事の完了)

第16条 事業主体は、当該事業の工事が完了したときは、和泉市単独土地改良事業完了届(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第17条 事業主体は、事業完了後速やかに和泉市単独土地改良事業完了実績報告書(様式第15号)に次の書類を添えて市長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も同様とする。

(1) 請負契約書等の写し

(2) 工事費等を支払ったことを証す領収書等の写し

(3) 着工前及び竣工写真

(4) 和泉市単独土地改良事業収支精算書(様式第16号)

(5) その他市長が必要と認めた書類

(補助金の額の確定)

第18条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る書類等の審査及

び現地確認を行い、適正であるかどうかを調査し、申請内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、和泉市単独土地改良事業補助金確定通知書(様式第17号)により当該事業主体代表者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第19条 前条の補助金確定通知書を受領した事業主体は、和泉市単独土地改良事業補助金交付請求書(様式第18号)を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第20条 市長は、前条の規定による請求を受領したときは、速やかに事業主体に補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第21条 事業主体は、事業の性質等の理由から補助金の概算払が必要である場合、和泉市単独土地改良事業補助金交付決定通知書受領後において、概算払を受けることができる。

2 前項の規定により概算払を受けようとする者は、和泉市単独土地改良事業補助金交付請求書を市長に提出することができる。

3 市長は、補助金の概算払を行った後に、変更交付申請を受領し、和泉市単独土地改良事業補助金変更交付決定書を通知する場合において、その補助金が減額となる場合には、当該事業主体代表者に対して和泉市単独土地改良事業補助金精算請求書(様式第19号)を併せて通知しなければならない。

(書類の保存)

第22条 補助金の交付を受けた事業主体は、補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を10年間保存しなければならない。

(交付の決定の取消)

第23条 市長は、事業主体の行為が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第8条又は第10条の規定による補助金の交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。

- (1) 事業を中止したとき。
- (2) この規程に違反したとき。
- (3) 当該補助金を他の用途へ使用したとき。
- (4) 当該補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (5) 偽りその他不正な手続により、補助金の交付を受けようとしたとき。
- (6) この規程に基づく市長の指示に違反したとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、和泉市単独土地改良事業補助金交付決定取消通知書により当該事業主体代表者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第24条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の一部又は全部を取り消した場合に

において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、和泉市単独土地改良事業補助金返還通知書（様式第20号）により、その返還を命じるものとする。

- 2 市長は、事業主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、和泉市単独土地改良事業補助金返還通知書により、その返還を命じるものとする。

（施設の瑕疵責任）

第25条 この規程に基づいて補助金を受けて施工した施設に瑕疵があった場合は、事業主体がその責任を負うものとし、その是正措置はすべて事業主体の費用で実施するものとする。

（第三者に及ぼした損害）

第26条 この事業により、第三者に損害を発生させた場合は、事業主体がその損害を賠償するものとする。

- 2 この事業により、第三者との間に紛争が生じた場合は、事業主体がその処理解決にあたるものとする。

（補 則）

第27条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令達の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の前日に、現に申請のあったものについては、なお従前の例による。

附則(平成31年訓令第5号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附則(令和5年訓令第4号)

この訓令は、令和5年5月1日から施行する。

（経過措置）

この規程による改正前の和泉市単独土地改良事業補助金交付規程に基づく様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規程による改正後の和泉市単独土地改良事業補助金交付規程に基づく様式により使用されている書類とみなす。

附則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。